

荒尾市病院事業 平成20年度以降 繰出基準

(資料1)

項 目		地方公営企業法	総務省通知 (H20.6.6 総財公第95号) 繰出基準		算定基礎	備考		
収益的 収 支	収 益	救 急 医 療	第17条の2 第1項第2号	第7-10	救急病院等を定める省令第2条の規定により告示された救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額	医師等の待機に要する経費 (宿日直、超過勤務等含む人件費、救急外来関係委託料) + 空床の確保に要する経費 (実際に使用した際の収入見込) + その他の経費 (光熱費・燃料費の救外使用相当分)		
	医 業 外 収 益	他 会 計 補 助 金	1 研 究 研 修 費	第17条の2 第1項第2号	第7-14(2)(3)	医師及び看護師等の研究研修、病院事業の経営研修に要する経費の2分の1	(研究研修費) × 1/2	
			2 追 加 費 用 負 担 経 費	第17条の2 第1項第2号	第7-14(6)	当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部	{ (正職員数) - (S38職員数) } × (追加費用基準額)	
			3 基 礎 年 金 負 担 経 費	第17条の2 第1項第2号	第13-2	病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額 (前々年度における経常収支の不足額を限度)	(4月1日現在 正職員数) × (基礎年金基準額)	
			4 児 童 手 当	第17条の2 第1項第1号	第13-3	0歳以上3歳未満の児童を対象とする給付に要する額の10分の3 3歳以上小学校6学年修了までの児童を対象とする児童手当法附則第7条及び附則第8条に規定する特例給付に要する額	児童手当額 (0~3歳までの児童手当については3/10)	
			5 公 立 病 院 特 例 債 等 償 還 経 費 (利 息)	第17条の2 第1項第2号	第7-14(7)⑤	公立病院特例債に係る利子支払額	企業債償還利息 (公立病院特例債)	
	他 会 計 負 担 金	1 建 設 改 良 (利 息)	第17条の2 第1項第2号	第7-1	建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	企業債償還利息 × 1/2 (平成14年以前着手事業分については2/3)		
		2 高 度 医 療	第17条の2 第1項第2号	第7-12	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	(ICU医師・看護師人件費) + (高度医療機器保守料) - (ICU収入)		
		3 小 児 医 療	第17条の2 第1項第2号	第7-7	小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	(小児科医師人件費) + (小児科担当看護師人件費) - (小児科収益額)		
		4 院 内 保 育 所 の 運 営	第17条の2 第1項第2号	第7-9	病院内保育所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額		整備検討中	
	特 別 利 益	他 会 計 繰 入 金	1 基 準 外 退 職 者 増 に よ る 経 費	第17条の2 第1項第2号	基 準 外	財政再建計画において一般会計から繰り入れることを認められた額	基準外退職者増による負担経費 (退職手当額) - (負担基準額)	
			2 公 立 病 院 特 例 債 等 償 還 経 費 (元 金)	第17条の2 第1項第2号	第7-14(7)⑤	公立病院特例債に係る元金支払額		
	資 本 的 収 支	他 会 計 出 資 金	1 建 設 改 良 (元 金)	第17条の2 第1項第2号	第7-1	建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	企業債償還元金 × 1/2 (平成14年以前着手事業分については2/3)	
			2 建 設 改 良 費	第17条の2 第1項第2号	第7-1	建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	(建設改良費) - (企業債および国庫補助金) × 1/2	